

阿南工業高等専門学校におけるハラスメントの防止等に関する規則

(平成25年10月9日)

(規則第4号)

(趣旨)

第1条 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関しては、独立行政法人国立高等専門学校機構ハラスメントの防止等に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第113号。以下「機構規則」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(校長及び監督者の責務)

第2条 校長は、本校におけるハラスメントの防止等に関し総括する。

2 教職員及び学生等を監督・指導する地位にある者（校長、副校長、教務主事、学生主事、寮務主事、専攻科長、一般教養主任及び各コース主任、技術部長、事務部長及び各課

長とし、以下「監督者」という。）は、本校におけるハラスメントの防止に努めるとともに、ハラスメントが生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。

(教職員及び学生等の責務)

第3条 教職員及び学生等は、機構規則及び独立行政法人国立高等専門学校機構理事長が定める指針等に従い、いかなるハラスメントも行ってはならない。

2 教職員及び学生等は、ハラスメントの解決に向けて協力を求められた場合は協力しなければならない。

(防止委員会)

第4条 本校に、ハラスメントの防止等を適切に実施するため、ハラスメント防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) ハラスメントの防止等に関する基本的事項
- (2) ハラスメントの具体的事案への対応に関する重要事項
- (3) その他校長が必要と認めた事項

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 教務主事、学生主事及び寮務主事
- (4) 専攻科長
- (5) 事務部長
- (6) 校長が指名する者

4 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

8 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

9 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(苦情相談の申出)

第5条 教職員、学生等又は関係者は、相談員に対し、苦情相談を申し出ることができる。

(相談員の配置及び苦情相談対応)

第6条 教職員、学生等又は関係者から、苦情相談がなされた場合に対応するため、相談員を置く。

2 相談員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 学生主事

(2) 学生相談室長

(3) 学生相談室委員及びカウンセラー

(4) 事務部長

(5) 校長が指名する教職員

3 相談員は、苦情相談の対応にあたっては、機構規則第9条第2項及び第3項に規定する事項に留意するものとする。

4 相談員は、苦情相談に応じた場合は、当該相談の内容及び当事者等に対して指導助言した内容について、校長に報告するものとする。

(調査会)

第7条 校長は、前条第4項の報告を受けた場合、ハラスメントに起因する問題が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、その事実関係を十分調査する必要があると認められるときは、その都度調査会を設置し、事実関係の調査等を行わせるものとする。

2 調査会の会長及び会員は、ハラスメントの事案に応じて、校長が指名する。

3 調査会は会長が招集し、その議長となる。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した会員がその職務を代行する。

5 調査会は、当事者及び関係者から公正に事情聴取を行い記録するものとする。

6 調査会は、前項の聴取内容に矛盾又は整合性に欠ける点等がある場合には、その原因を検討し、再度事情聴取を行う等、その解消を図るものとする。

7 調査会は、前2項のほか第三者の証言を求める等事実関係の確認のための資料の収集に努めるものとする。

8 調査会は、調査の結果を校長に報告しなければならない。

(事後措置等)

第8条 校長は、調査会の報告によりハラスメントに起因する問題の事実関係が確認された場合には、当該ハラスメントを行った者の処分を行うとともに、被害者の就労上若しくは修学上の環境改善又は不利益の解消に必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持等)

第9条 相談員、調査会員等は、苦情相談への対応にあたっては、当事者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第10条 校長，監督者その他の教職員は，ハラスメントに対する苦情の申出，当該苦情に係る調査への協力その他ハラスメントに関して正当な対応をした教職員又は学生等に対し，そのことをもって不利益な取扱いをしてはならない。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか，ハラスメントの防止等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は，平成25年10月9日から施行する。
- 2 阿南工業高等専門学校セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規則（平成12年5月10日規則第1号）並びに阿南工業高等専門学校セクシュアル・ハラスメント防止委員会規則（平成16年4月1日規則第7号）は廃止する。

附 則

この規則は，平成26年4月1日から施行する。